

平成29年8月2日  
特別区長会

## 平成30年度 都の施策及び予算に関する要望について

特別区長会は東京都に対し、平成30年度予算編成に向けて、重点となる20項目の要望を行いましたので、お知らせします。

- ・ 日 時 平成29年8月2日（水）15時30分～15時45分
- ・ 場 所 東京都庁第一本庁舎7階中会議室
- ・ 応対者 川澄副知事
- ・ 要望者 特別区長会 会 長 西川 太一郎（荒川区長）  
副会長 松原 忠義（大田区長） 青木 克徳（葛飾区長）  
幹 事 長谷部 健（渋谷区長） 田中 大輔（中野区長）
- ・ 内 容 別紙 「平成30年度都の施策及び予算に関する要望事項（一覧）」  
「平成30年度都の施策及び予算に関する要望書」

### ○ 特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会 長：西川 太一郎（荒川区長）

事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

※なお、特別区は平成13年6月から全国市長会に加入している。

## 要望の概要

要望内容は、いずれも、都区双方が力を合わせて、緊密に連携・協力して解決すべき重要課題であり、広域行政の立場から都の積極的な取り組みを求めるものです。

応対した川澄副知事に対して、待機児童対策、労働行政における子育て支援及び子どもの貧困対策を含む、少子・高齢化対策、東京オリンピック・パラリンピック開催準備並びに安全・安心まちづくり等の20項目について要望し、特に次の点について、重点的な取り組みを要請しました。

### 1 「都区の役割分担等に関する協議の実施」について

特別区の自主・自立を一層推進するため、都区間で協議・調整できる場を設定することが必要なことから、次の3点を要請しました。

- (1) 平成12年の都区制度改革及び地方分権の趣旨を踏まえた都区のあり方に関する検討を目的として、平成19年に設置された都区のあり方検討委員会が、平成23年12月の書面開催以降中断している。これまでの検討を踏まえ、次の展開に向けた議論が行えるよう協議を再開すること。
- (2) 全国の基礎自治体の中で唯一特別区だけが外されている用途地域の都市計画決定権限や都市計画税等の財源の問題を含めた都市計画事業のあり方について、都区間で協議・調整できる場を設定すること。
- (3) 都区財政調整制度の財源である固定資産税・市町村民税法人分等に関し、都において政策的に減額・免除の新設・拡大を検討する際には、共有財源であることを踏まえて事前協議を実施すること。

### 2 「児童相談所設置の促進」について

平成28年6月に公布された改正児童福祉法により、平成29年4月から特別区においても、政令による指定を受けて児童相談所を設置できることになり、現在、設置を希望する22区は、児童相談所設置に向けた準備、検討を進めているところです。

本年6月からは、世田谷区・荒川区・江戸川区の3区と都との間で、児童相談所設置計画案のモデル的確認作業を開始しました。

この作業の経過を22区全体で共有しながら、開設準備を進めるべく取り組んでいるところであり、円滑に移行・設置できるようお願いしました。

また、設置を希望する特別区全体に影響が及ぶ広域的な調整課題もあるため、3区だけに留まらない協議の場の設置について、重ねて要請しました。

今回の要望では、財政措置や都有地の活用と併せて、設置に向けた最大の課題である人材の確保・育成について、国による児童福祉司の配置基準の引き上げに伴う都における人材育成と連携した取り組みが行えるよう、派遣枠の拡大を含めた支援、協力をお願いしました。

また、この機会に、要望事項とは別に、次のことを要請しました。

1 「住宅宿泊事業法」について

本年6月16日に公布された同法について、特別区長会ではこの間、都区の協議により、特別区長が住宅宿泊事業等関係行政事務を処理できるよう、都区の連携体制の整備について要請してきました。

今般、都において、副知事をトップとした対策本部が設置されたことを受け、法の施行に向けて都区の円滑な協議を実施し、地域事情を踏まえた課題の解決ができるよう、引き続きの支援、協力をお願いしました。